

# あなたの介護保険料を確認しましょう

**合計所得とは** 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

**課税年金収入額とは** 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

※保険料の算定には、年金所得控除、土地・建物の長期・短期譲渡所得の特別控除を反映させた合計所得金額を用います。

第8期(令和3年度～令和5年度)介護保険料					
所得段階	住民税		対象者	保険料率	年間保険料 (月額保険料)
	本人	世帯			
第1段階	非課税	非課税	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者 ●合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.3	23,400円 (1,950)
第2段階			●合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、かつ120万円以下の方	基準額×0.4	31,200円 (2,600)
第3段階			●合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.7	54,600円 (4,550)
第4段階			●合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	70,200円 (5,850)
第5段階 基準額			●合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	78,000円 (6,500)
第6段階	課税	課税	●合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.25	97,500円 (8,125)
第7段階			●合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	101,400円 (8,450)
第8段階			●合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.55	120,900円 (10,075)
第9段階			●合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.6	124,800円 (10,400)
第10段階			●合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.8	140,400円 (11,700)
第11段階			●合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×1.85	144,300円 (12,025)
第12段階			●合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.0	156,000円 (13,000)
第13段階			●合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.05	159,900円 (13,325)
第14段階			●合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.3	179,400円 (14,950)

## ●宜野湾市の介護保険料の減免について

介護保険料について、納付が困難になった場合、保険料を減免する制度があります。下記の減免の要件等を確認の上、該当すると思われる65歳以上の方は、介護長寿課にて申請してください。

- 介護保険料の所得制限が2段階、3段階の方は、次のいずれにも該当する場合は減額することができます。
  - ①非課税世帯で、前年中の世帯収入金額(預貯金を含む)が120万円以下である。(本人を除く世帯員がいる場合は1人につき35万円を加える)
  - ②資産を活用してもなお、生活が困窮していると認められる世帯に属する方。
  - ③市町村民税課税者と共に生計を共にしない方。
  - ④市町村民税課税者に扶養されていない方。
- 前年中の世帯合計所得金額が600万円以下で、次の場合には所得段階区分に関わりなく減税が適用されます。
  - ①住宅、家財またはその他財産について、著しい損害を受けた場合。
  - ②主たる生計者が死亡、長期入院、事業の損失、失業等により合計所得金額が1/2以上減少すると見込まれる場合。
  - ③農作物、不漁の損失額が3/10以上ある場合。
- 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されていた方は、その期間の保険料は免除されます。

☆保険料減免についての詳しい内容については、市役所介護長寿課窓口までお気軽にお問い合わせください。

**まずはご相談ください**  
 介護保険料について、納付が困難になった場合、徴収の猶予や減免を受けられる場合がありますので、宜野湾市役所介護長寿課までご相談ください。

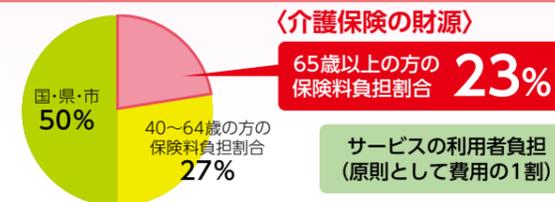
問い合わせ 介護長寿課 ☎098-893-4411 内線4121・4122・4123

# 令和3年度から 第8期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 が始まりました

介護保険料は3年ごとに見直され、令和3年度からは第8期(令和3年度～5年度)になりました。今期は、第7期(平成30年度～令和2年度)保険料から変更はございません。高齢化に伴う介護保険サービス利用者の増加、施設整備等もごさいますが市の介護給付費準備基金を取り崩して、必要額を確保できるようにしています。

## ●介護保険は助け合いの制度です

介護保険給付にかかる費用は、40歳以上の皆さまが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。このうち、40歳～64歳の方が納める保険料の負担割合は全体の27%、65歳以上の方の負担割合は23%です。それぞれの世代が負担し合い、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みになっています。



## ●介護保険料は介護保険の給付にかかる費用に応じて決まります

介護保険料は、宜野湾市民が3年間で利用すると見込まれる介護保険給付費等(介護にかかる費用)を推計し、そこから算出された「基準額」をもとに、本人や世帯の市民税課税状況、年金収入、合計所得金額の状況に応じて決まります。各所得段階の介護保険料はこの「基準額」に所得段階ごとに定められた保険料率を乗じることによって決まります。

$$\text{第8期 基準額(年間) 78,000円} = \text{市区町村で介護保険の給付にかかる費用(見込)} \times \text{65歳以上の方の負担額(23\%)} \div \text{市区町村の65歳以上の人数}$$

### ◇宜野湾市での介護保険給付費(第8期見込値)

第8期では、より介護が必要となる75歳以上の後期高齢者の割合がさらに増えることが見込まれており、介護サービスの需要は今後も高いものになっていくことが予想されています。

【第8期(令和3年度～令和5年度)の介護サービス費見込値(地域支援事業含む。)]

事業計画期間における介護サービス費 約 197億9千8百万円

☆平均的にみて、ひと月あたり介護サービスにいくらかかっているかを計算すると・・・

約197億9千8百万円 ÷ 36カ月 = 約 5億4千9百万円 毎月これだけのお金が必要であると見込まれています。

## みんなで支える介護保険 ～65歳以上の方へ、7月上旬に介護保険料の通知書を送付します～

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と、国・県・本市からの公費を財源としています。今年度の介護保険料の決定に伴い、65歳以上の皆さまに年間の介護保険料額の通知書を7月上旬に送付します。

### 保険料の額

#### ■65歳以上(第1号被保険者)の方

保険料は、本人の所得の状況や世帯員の市民税課税状況などに応じて、14段階のうちいずれかに決まります。本市から届く通知書でご確認ください。

#### ■40～64歳(第2号被保険者)の方

加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます。※各加入機関でご確認ください。

### 納付方法

#### ■特別徴収(年金からの天引き)

年金受給額が年間18万円以上の方が対象です。老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金等の定期支払の際、受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

年間保険料額と8・10・12月および令和4年2月分の特別徴収額、ならびに令和4年4・6・8月分の仮徴収額が記載された通知書を送付します。

※なお、65歳になられたばかりの方や転入されて間もない方は、天引きの準備が整うまでは普通徴収になります。

#### ■普通徴収(口座振替や納付書で納付)

年間保険料額の通知書と7月～令和4年2月(8回分)の納付書を送付します。口座振替の方には、通知書のみ送付します。



▲普通徴収用

▲特別徴収用

### 便利な口座振替を

普通徴収の方は、納め忘れのない口座振替をご利用ください。口座振替依頼書に必要事項を記入後、預金(貯金)通帳と通帳届出印、介護保険料の納付書を持って、本市指定の各金融機関でお申込みください。※申込書は市内の各金融機関や市役所介護長寿課にあります。

### 領収書は大切に

介護保険料は所得税の確定申告等をする場合、社会保険料控除の対象とすることができますので、領収書などは大切に保管してください。